

## 令和5年度滋賀県指定有形文化財等 概要資料

### 滋賀県指定有形文化財

#### 絵画（1件）

- ・ 絹本着色六道絵 中谷求馬筆 . . . . . P. 1

#### 彫刻（1件）

- ・ 木造神像 . . . . . P. 3

#### 工芸品（1件）

- ・ 金銅七宝装神輿 . . . . . P. 5

#### 歴史資料（1件）

- ・ 成菩提院制札 . . . . . P. 7

#### 考古資料（1件）

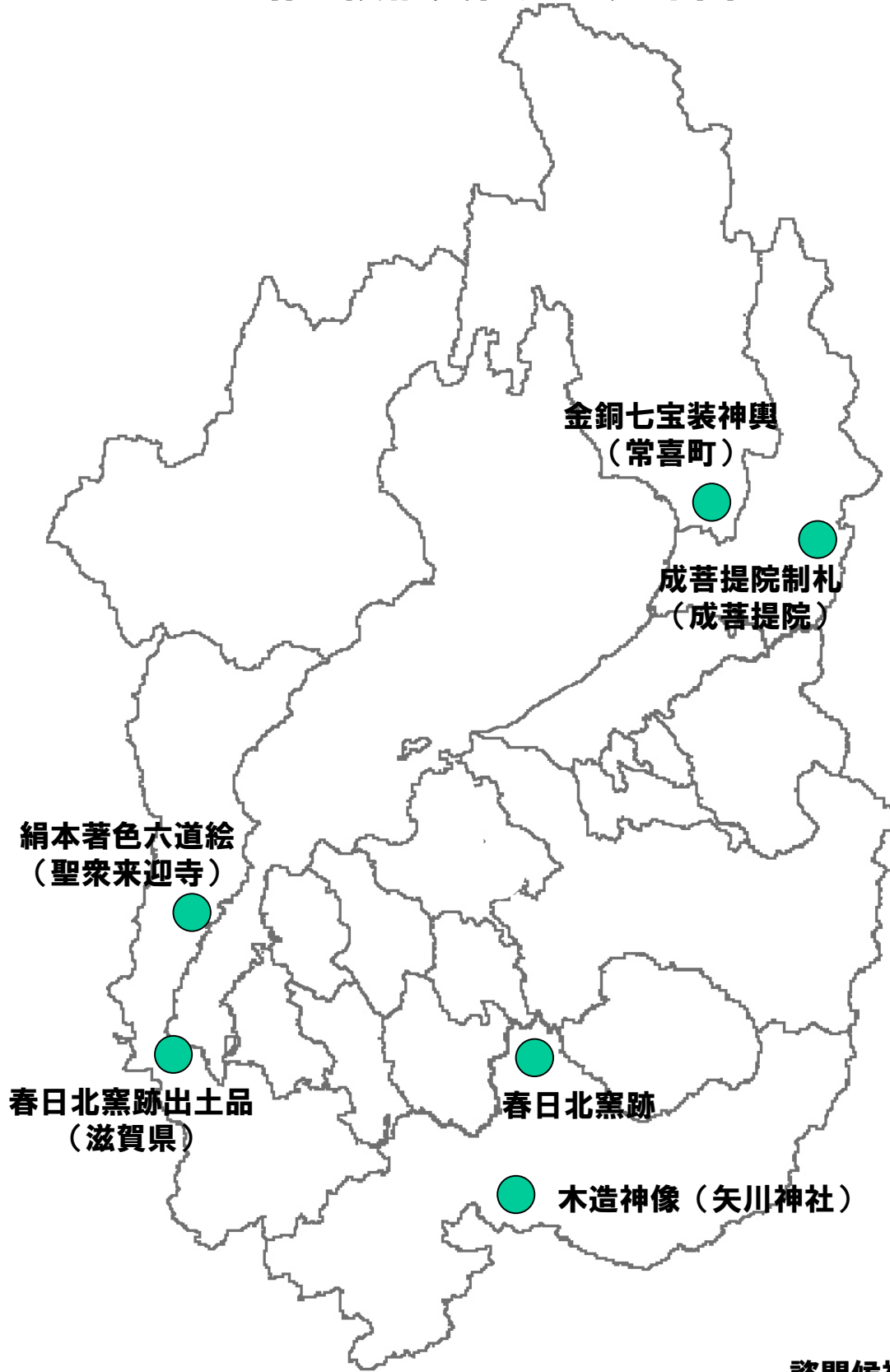
- ・ 春日北窯跡出土品 . . . . . P. 9

### 滋賀県指定史跡

#### 史跡（1件）

- ・ 春日北窯跡 . . . . . P. 13

# 諮問候補文化財の分布図



諮問候補 6 件

## 絵画の部 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
けんぼんちやくしよくろくどうえ なかたにもとめひつ 絹本著色六道絵 中谷求馬筆 15幅  天道幅に白雲洞貞幹行年七十六歳写の 款記がある	宗教法人  しょうじゅらいごうじ 聖衆来迎寺	大津市比叡辻二丁目 4-17	滋賀県立琵琶湖 文化館

◆法 量 (各) 縦 161.8～163.8 cm 横 69.6～70.3 cm

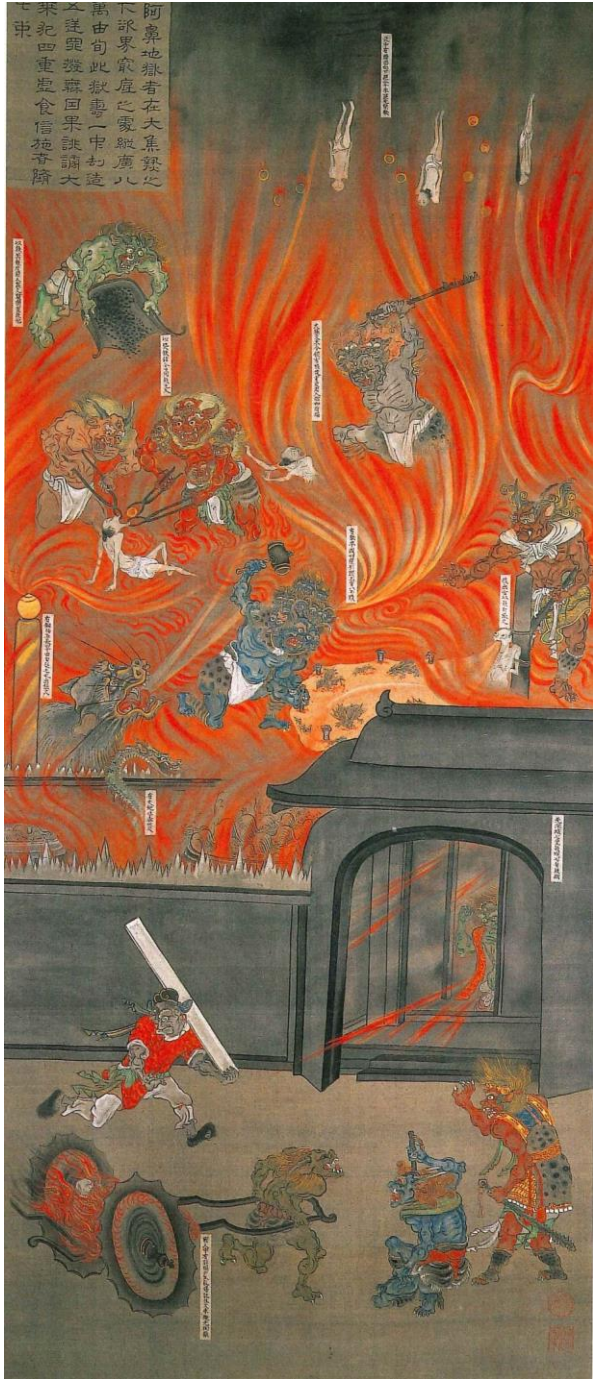
◆品質構造 絹本著色、<sup>かけふくそう</sup>掛幅装

◆時 代 江戸時代 (文政 6 年=1823)

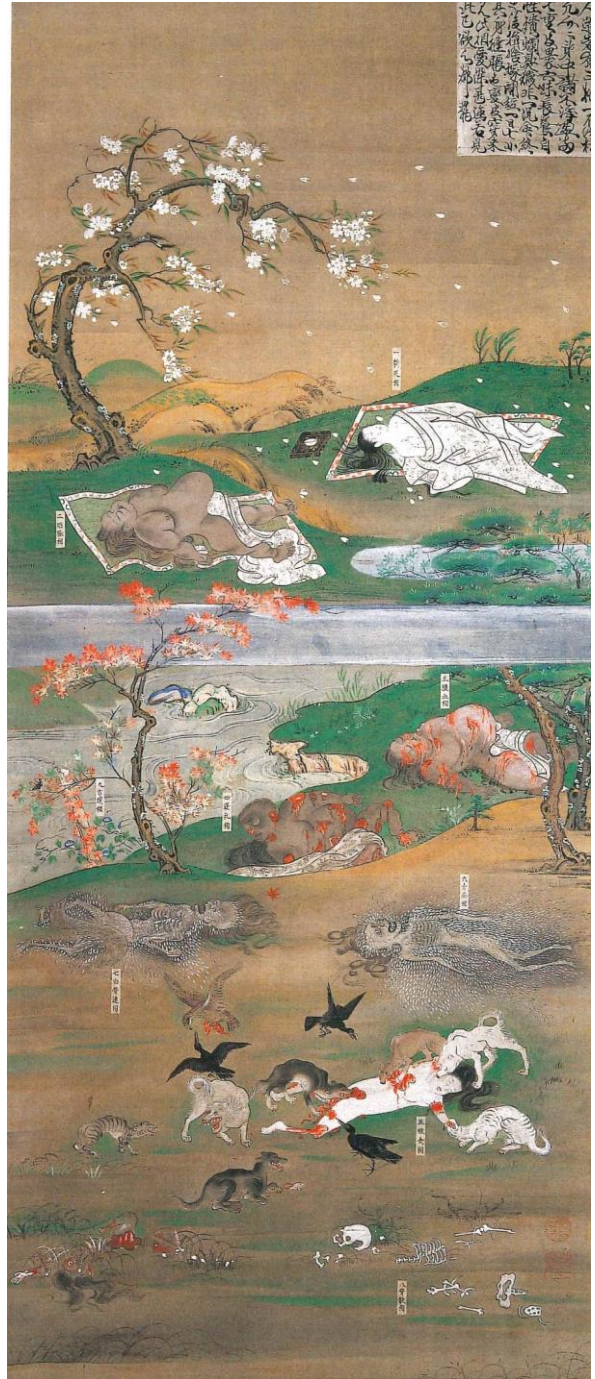
◆指定の状況 未指定

### ◆説 明

- 聖衆来迎寺に伝来する国宝・六道絵 15 幅の模本である。六道絵とは、あらゆる衆生が輪廻転生するといふ六道（地獄道、餓鬼道、畜生道、阿修羅道、天道、人道）の苦しみを描いたもので、比叡山の僧、<sup>えしんそうずげんしん</sup>恵心僧都源信（942～1017）が著述した『往生要集』に基づく。鎌倉時代に描かれた原本は比叡山横川の<sup>りょうぜんいん</sup>霊山院に伝来した後、織田信長の比叡山焼き討ちを避けるため、聖衆来迎寺に移された。伝統的な大和絵と中国宋・元時代の表現技法を織り交ぜて六道の悲惨な状況を緻密な筆致で迫真的に描いており、わが国の仏教絵画史において高く評価されている。
- 本図は江戸時代後期の文政 6 年（1823）に原本を模して描かれた。本図を描いた絵師の<sup>なかたにもとめ</sup>中谷求馬（1748～1832）は、近江国坂田郡今村（現長浜市今町）出身で、若くして江戸に出て狩野派に学び、30 歳前後で長浜に戻って活躍した。本図のほかに岩隆寺（長浜市）の障壁画、長浜曳山祭りの山組のうちの<sup>ことぶきざん</sup>壽山の樂屋襖の「雲龍図」や青海山の<sup>せいかいざん</sup>舞台障子腰襖の「四季花卉図」などを描いている。
- 画面のサイズは原本よりやや大きく、原本で切り詰められている部分の図様を確認することができる。また、画面各所に場面の説明を墨書した短冊が貼り付けられており、たびたび絵解きに用いられていた。
- 本図は、わが国の仏教絵画を代表する六道絵のきわめて正確な模本であり、原本で確認し難い図様を把握することができる絶好の資料として評価できる。また、単なる模本としての位置付けにとどまらず、江戸時代の仏教絵画の高い水準を示す作例としても重要である。



阿鼻地獄



人道不淨相

絹本著色六道絵（文政本）15幅

## 彫刻の部 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
木造神像 4 軀 男神坐像 一、女神像 一 女神坐像 一 女神坐像 一	宗教法人 <sup>やがわじんじや</sup> 矢川神社	甲賀市甲南町森尻 310	同左

◆法 量 (男神坐像) 像高 52.0 cm、(女神像) 像高 48.5 cm  
(女神坐像 その1) 像高 55.2 cm、(女神坐像 その2) 像高 34.5 cm、

◆品質構造 木造彩色

◆時 代 平安時代

◆指定の状況 甲賀市指定有形文化財

### ◆説 明

- 旧甲賀郡内有数の古社である矢川神社に伝来した4軀の男女神像である。矢川神社は<sup>そまがわ</sup>杣川沿いに鎮座し、当社の近くには古代より「矢川津」が置かれ、甲賀地方の豊富な材木を杣川の水運によって下流の琵琶湖に運ぶ物流の拠点であった。
- 男神像は冠を被り、<sup>ほう</sup>袍(古代の官人の衣服)を着る。両眼を大きく見開き、口を固く結ぶ。両手は胸前で<sup>きょうしゅ</sup>拱手し、<sup>しやく</sup>笏(現在は亡失)を持って、両膝を大きく張り出す。女神像は髪を中央で左右に振り分けて両肩の前と背中に垂らし、胸前で拱手する。顔はやや面長で、大きく弧を描く眉の下に細い眼をあらわす。その作風から男神像と一具をなしていたと考えられる。女神坐像(その1)は、像の全面に荒々しい<sup>のみ</sup>鑿跡を残し、目鼻や口、着衣の衣文線をあらわさないが、頭髪を左右に分け、その先端を胸前に垂らす形状から女神像と判別できる。本像を未完成作とするか、意図的な完成作とするかは先行研究においても見解が分かれる。女神坐像(その2)は、頭髪を中央で左右に分けて背面に垂らし、両手を拱手する。顔は卵型で、僅かに微笑みを浮かべる。
- 4像ともすべて一木造で、表面には彩色の跡がわずかに残る。男神像および女神像は、類似する神像の作例との比較から平安時代の11世紀頃の制作と考えられる。女神坐像(その1)は、量感あふれる体躯の表現から10世紀末から11世紀初頭頃の制作と考えられる。女神坐像(その2)は衣文の表現を省略し、体部の奥行きが浅いことから、12世紀頃の制作と推定される。
- これらの神像は部分的に損傷に見舞われ、像容を損なっている点が惜しまれるが、平安時代にさかのぼる神像の優品が、県内有数の古社に伝来していることは高く評価される。4像は当初から一具として制作されたものではないが、一括の神像群として保存を図るべきである。



男神坐像



女神像



女神坐像 (その1)



女神坐像 (その2)

## 工芸品の部 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
こんどうしつぽうそうしんよ 金銅七宝装神輿 1基	じょうぎちやう 常喜町	長浜市常喜町	同左

◆法 量 総高 246.0 c m、全長 528.4 c m

◆品質構造 (本体) 木造漆塗、  
(金具) 銅・鍛造および鑄造、象嵌七宝、彫金、鍍金、鍍銀

◆時 代 江戸時代 (安永 10 年=1781)

◆指定の状況 未指定

### ◆説 明

- 長浜市・常喜町の熊岡神社の祭礼に出御する神輿で、宝形<sup>ほうぎょう</sup>の屋根、軸部、基台<sup>きだい</sup>からなる。宝形<sup>ほうぎょう</sup>の屋根には四方唐破風<sup>からほふ</sup>を設ける。組物・垂木<sup>けたはり</sup>・桁梁<sup>けらば</sup>等を金箔押し、虹梁<sup>こうりょう</sup>を朱漆で絵様を金箔押しとし、朱漆<sup>しゆらん</sup>勾欄<sup>こうらん</sup>の下の縁<sup>こしくみ</sup>をさらに腰組<sup>こしぐみ</sup>・養股<sup>かえるまた</sup>で受けるという豪壮な造りで、これを朱漆鳥居<sup>しゆらん</sup>・黒塗瑞垣<sup>みずがき</sup>をめぐらす基台<sup>きだい</sup>と長大な轆<sup>ながえ</sup>で支える。
- 本神輿の見どころは極限まで突き詰めた装飾性で、屋根、軒下、屋根を支える柱、勾欄、鳥居などが精細な金銅製金具で覆いつくされている。なかでも屋根を支える 12 本の丸柱は全て装飾が異なり、正面右角より雲に龍、竹に虎、獅子に牡丹、雲に麒麟、桐に鳳凰、菊に尾長鳥、雲に飛龍、葡萄<sup>りす</sup>に栗鼠<sup>えんこう</sup>、栗<sup>ぼく</sup>に猿猴、雲に猿、椿に鳥、松に鶴と展開する。これらは鍍金に七宝を加えた七宝金具であらわされる。勾欄も全面に細密な鍍金金具を打つ。こちらにも四角各々で意匠を変え、瓜・昼顔・瓢箪・鉄線と蔓草文様でまとめて、勾欄に蔓が巻き付く感じを強調している。鳥居にも四方すべて図様を異にする飛雲文金具を打つ。基台側面には波に兎文と謡曲竹生島にちなむ当地ならではの意匠で飾る。いずれの意匠も生命感にあふれ、優れた仕上がりを見せる。これらの金具は後世の修理が加えられておらず、ほぼすべて当初の姿を残している。
- 鳳凰の背板には、江戸時代の安永 10 年 (1781) に京都の鋳師<sup>かざりし</sup>村田長左衛門が金具制作に携わった旨を示す銘文が刻まれ、本神輿の制作年代が判明する。村田長左衛門は、明和 7 年 (1770) 建造の翁山<sup>おきなさん</sup>の金具、安永 3 年 (1774) 頃建造の猩々丸<sup>しょうじょうまる</sup>の金具など、長浜曳山祭<sup>だし</sup>の山車の製作にも携わっている。象嵌七宝の金具については、製作者が判明する事例はほとんど皆無であり、本神輿が重要な基準作であることを意味する。全体にわたって気を抜くことを知らない渾身の金具作行きが、長左衛門の円熟味を物語っている。
- このような見事な装飾性を備えた神輿は滋賀県だけでなく、全国的にも他に類を見ない。近世の工芸史上、特筆すべき装飾性を備えた作例として高く評価されるものである。



金銅七宝装神輿



## 歴史資料の部 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
<small>じょうぼだいいんせいきつ</small> 成菩提院制札 4枚 一、永禄十一年八月日織田信長禁制 1枚 一、天正十年十二月日丹羽長秀・羽柴秀吉連署禁制 1枚 一、慶長五年九月日小早川秀秋禁制 1枚 一、慶長五年九月日小早川秀秋禁制案 1枚 附、禁札箱 (元禄十三庚辰季三月吉祥日の銘がある) 1合	宗教法人 成菩提院	米原市柏原1692番地	同 左

- ◆法 量 ①信長禁制 高 34.0 cm、幅 34.4 cm ②秀吉等禁制 高 39.7 cm、幅 39.2 cm  
 ③秀秋禁制 高 39.4 cm、幅 39.2 cm ④秀秋禁制案 高 26.8 cm、幅 37.6 cm

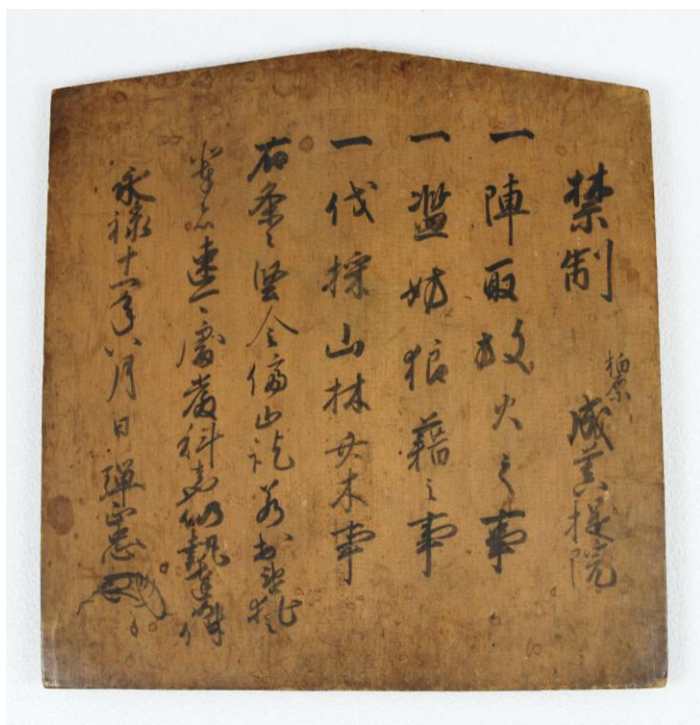
◆品質構造 木製 (針葉樹製)

◆時代 室町時代～安土桃山時代 (16～17 世紀)

◆指定の状況 未指定

◆説明

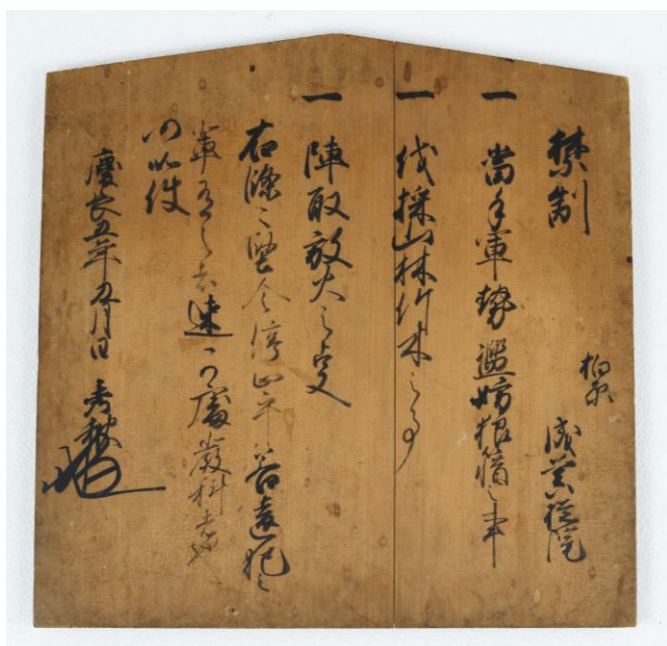
- ・ 制札とは、禁止や告知などの事項を木札に書いて、社寺の門前や往来・辻などに掲示して示したものをいう。中世の制札で最も多いのは、軍勢の狼藉行為を禁じたもので文書様式上は「禁制」と呼ばれるものである。
- ・ 米原市柏原に所在する成菩提院には、中世の制札が4枚伝わる。内訳は、永禄十一年八月日付の織田信長禁制1枚、天正十年十二月日付の丹羽長秀・羽柴秀吉連署禁制1枚、慶長五年九月日小早川秀秋禁制1枚、慶長五年九月日小早川秀秋禁制案1枚である。
- ・ 4枚はいずれも保存状態がよく、文面も判然と慶長五年九月日小早川秀秋禁制案 (写し) 1枚を除き発給者である織田信長、丹羽長秀、羽柴秀吉、小早川秀秋の花押が鮮明に認められる。内容はいずれも「禁制」であり、軍勢の陣取りや乱暴狼藉、竹木の伐採などについて厳禁し、違反者には厳しい処分を科する旨が示されている。
- ・ 「禁制」が遺された背景には、当該地域に軍事的な緊張が高まり、戦場となる可能性の生じた社寺や郷村等が、権力者に依頼して安全保障のために発給を求めた事情がある。成菩提院は東山道筋の交通の要衝に所在する天台宗の談議所で、学問僧を養成する重要寺院であった。戦国時代にたびたび戦場となった近江の各地では、地域の平和や信仰を守るために禁制を求めることが度々行われた。成菩提院の場合も、永禄11年(1568)の織田信長入京、天正10年(1582)の本能寺の変と清須会議後の紛争、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦と、地域にせまる大規模な軍事的緊張に際して、寺が対価を払って入手した禁制であると考えられる。
- ・ 県内では、紙に書かれた古文書の形で伝えられる「禁制」は相当数存在するものの、木札の形で保管され、かつ保存状態の良い中世の「制札」は少ない。県指定有形文化財としては南北朝時代から室町時代に制作された制札として、平成5年に石部町(現湖南市)の長寿寺制札2枚、平成6年に栗東町(現栗東市)の金勝寺制札2枚を指定しているが、成菩提院の4枚はそれらに次ぐ時代の遺品で、まとまって存在する点においても他に例がなく貴重である。
- ・ 戦乱に巻き込まれた戦国期近江の歴史を力強く語る歴史資料として、保存を図っていきたい。



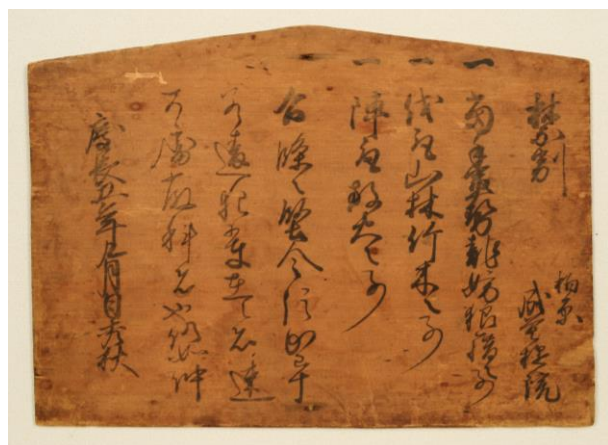
①永祿十一年八月日織田信長禁制



②天正十年十二月日丹羽長秀・羽柴秀吉連署禁制



③慶長五年九月日小早川秀秋禁制



④慶長五年九月日小早川秀秋禁制案



(附) 禁札箱

成菩提院制札 4枚 成菩提院

考古資料の部（1件）

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在場所
春日北窯跡出土品	1627点	滋賀県	大津市京町四丁目1番1号	近江風土記の丘 第3収蔵庫

準じた基準 [考古資料の部]

四 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの

時代 平安時代中期（十世紀）

指定の状況 未指定

説明

- 春日北窯跡は甲賀市水口町春日に所在する 10 世紀初頭から後葉にかけての窯跡で、灰釉陶器、緑釉陶器、窯詰めの際に使用された窯道具と少量の須恵器が出土している。
- 灰釉陶器は、10 世紀初頭に東海地方の技術を受け入れ、近江で灰釉陶器が生産されていたことを示す県内初の窯跡出土品である。
- 緑釉陶器は、出土品の大半は素地と呼ばれる施釉前の一次焼成のものであるが、10 世紀初頭から後葉までの生産の変遷をよく示している。10 世紀初頭のは近江での緑釉生産の開始時期のもので、のちに近江産緑釉陶器と呼ばれる特徴はまだ見られない。製作技法からくる形態的特徴や濃緑色の発色など近江産緑釉陶器の特徴が顕著となるのは 10 世紀中葉以降のもので、近江独自の有床式の構造を持つ複数の窯で大量生産されていく様相を示している。
- 窯道具では、製品を載せる焼台や棒状粘土塊、製品同士の融着を防ぐための三叉トチンなどがある。その種類や形には東海地方と差異が見られることから、技術系譜の違いと近江の特色を示している。
- 春日北窯跡出土品は、近江における平安時代中期の施釉陶器の生産の実態と変遷を示す重要な窯跡出土品である。県内で灰釉陶器が生産されていたことが初めて確認された窯跡での出土品であることに加え、同じ窯で灰釉と緑釉を焼成する初期段階から緑釉陶器生産が確立していく過程が追える資料であり、平安京で出土する緑釉陶器の大半を占める近江産緑釉陶器が大量生産された様相を示す出土品群である。施釉陶器生産地として著名な東海地方などの他地域との技術系譜と変遷を考えるうえでも極めて重要で、資料的価値が高いものである。

保存状態 概ね良好である

【参考文献】『県道水口竜王線緊急地方道路整備工事に伴う発掘調査報告書 春日北遺跡』平成 24 年（2012 年）3 月 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会



春日北窯跡 2号窯 (10世紀初頭から前葉)



春日北窯跡 6号窯 (10世紀前葉)



春日北窯跡 5号窯 (10世紀前葉から中葉)



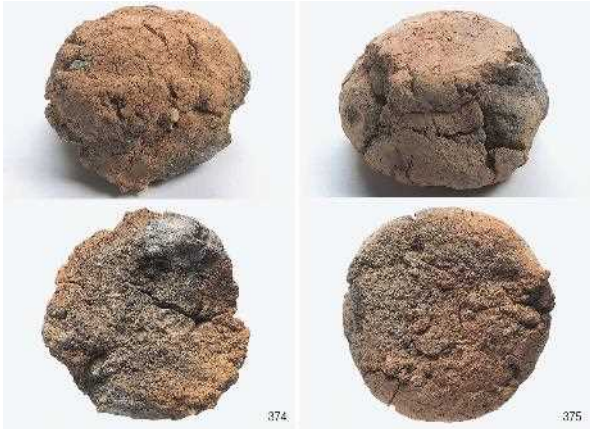
春日北窯跡 3号窯 (10世紀中葉から後葉)



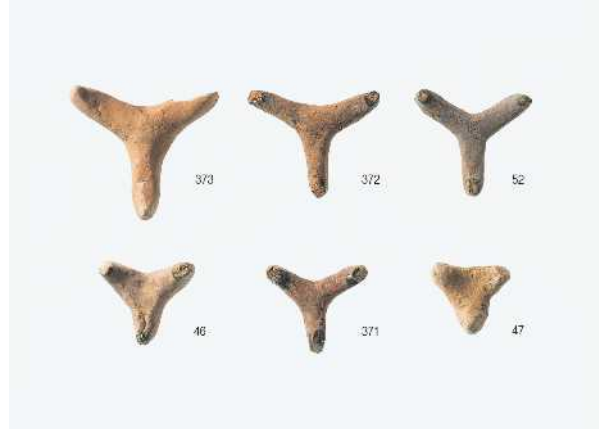
春日北窯跡 4号窯 (10世紀中葉から後葉)



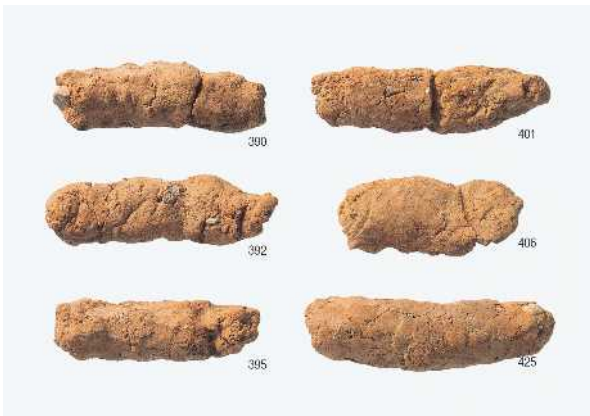
春日北窯跡 1 号窯 (10世紀中葉から後葉)



焼台 (1号窯)



三叉トチン (1号窯)



棒状粘土塊 (1号窯)



緑釉付着片 (1号窯)



史跡の部（1件）

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在場所
春日北窯跡	1件	滋賀県	大津市京町四丁目1番1号	甲賀市水口町春日字芳谷 1710-3 のうち 146.52 m <sup>2</sup> 1713-2 のうち 178.95 m <sup>2</sup> 合計 325.47 m <sup>2</sup>

準じた基準 史跡六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

時代 平安時代中期（10世紀）

指定の状況 未指定

説明

- 春日北窯跡は、甲賀市水口町春日に所在する平安時代中期の窯跡である。
- 平成21・22年度の県道拡幅工事に伴う発掘調査により、灰釉陶器や緑釉陶器を焼成した6基の窯を確認した。これらは灰原の重複状況と出土遺物から、10世紀初頭から後葉にかけて操業された時期を判断している。
- 各窯の形態や焼成される陶器は時期により変遷する。2号窯は東海地方からの技術伝播により開窯したと考えられる竈窯構造で、10世紀初頭に灰釉陶器を主体としながら緑釉陶器の素地も焼成していた。10世紀中葉から後葉にかけて操業していた1・3・4号窯は近江独特の窯構造とされる有床式の窯で、製作技法や釉薬の発色などいわゆる近江産の特徴を有する緑釉陶器のみを焼成しており、10世紀中葉以降に緑釉陶器の量産体制が整えられたことが窺われる。
- これまで平安時代の灰釉陶器の生産地は東海地方とされており、県内では灰釉陶器の窯跡は見つかっていなかったが、春日北窯跡の調査により滋賀県内でも生産されていたことが初めて確認できた。
- また、緑釉陶器は東海地方や京都府や滋賀県などの限られた地域で生産されていた。大消費地である平安京では、10世紀後半の緑釉陶器の大半が近江産と判断されることから、近江がその時期の一大生産地と考えられてきた。春日北窯跡の調査により、10世紀中葉には近江産の特徴を持つ緑釉陶器が近江独特の構造の窯を複数操業して量産されるようになったことが明らかとなり、消費地でのあり方を生産地の状況として裏付けることができた。
- 春日北窯跡は平安時代中期の近江における施釉陶器の生産の実態と変遷を示すものとして非常に高い価値を有していることが判明したことから、保存協議による工事の設計変更によりその一部の現地保存を図っている。今回その保存を図った緑釉陶器窯（1号窯）と、灰釉陶器と緑釉陶器の併焼窯（2号窯）について、県史跡に指定し、その保存を一層確実なものとし活用を図る。

【参考文献】『県道水口竜王線緊急地方道路整備工事に伴う発掘調査報告書 春日北遺跡』平成24年（2012年）3月 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会



春日北窯跡 現況（1号窯付近・南より）



春日北窯跡 1号窯





春日北窯跡 1号窯（焼成部床面・北より）



春日北窯跡 2号窯（焼成部床面・西より）